

神代団地地区に関する都市計画の案の縦覧（17条縦覧）及び意見書の提出について

●概要

都市計画法第17条には、都市計画を決定しようとするときはその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならず、その公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、市町村に意見書を提出することができるものと規定されています。

今回、神代団地地区地区計画の決定及び神代団地一団地の住宅施設の廃止に係る都市計画の案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の提出について二週間を期間として実施いたします。

◎縦覧の期間：令和8年4月16日(木)～4月30日(木)

◎意見書の提出期間：令和8年4月16日(木)～4月30日(木)

いずれも土・日曜日・祝日を除きます。

縦覧・意見書受付時間：午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所：調布市まちづくり推進課(市役所7階)

狛江市まちづくり推進課(市役所5階)

調布市及び狛江市ホームページ

意見書の提出先：調布市まちづくり推進課(市役所7階)持参または郵送

狛江市まちづくり推進課(市役所5階)持参または郵送

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

調布市民及び狛江市民ならびに都市計画の案に係る利害関係人

●意見書の提出方法

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載した意見書をご提出ください。書式は自由ですが、必ず書面により調布市まちづくり推進課（市役所7階）窓口または狛江市まちづくり推進課（市役所5階）窓口へ持参又は郵送（当日消印有効）にてご提出ください。

- (1) 提出者の氏名または名称、住所又は所在地及び電話番号に並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 都市計画の案の名称
- (3) 意見及びその理由